

別紙3

【点検要領】

① 点検方法

- 目視・・・対象となる遊器具を見て、劣化状態等を診断する方法
- 触診・・・対象となる遊器具に直接触れて劣化状態やぐらつき等を確認する方法
- 聴診・・・特に動的な機能を有する部分において、当該部分を作動させ、そこから発生する音を聴くことで、当該部分の異常の有無を判定する方法
- 打診・・・遊器具を構成する部材をテストハンマーなどで叩き、そこで発生する音から目視や触診では解らない微妙な異常を察知する方法
- 計測・・・メジャーやノギス等の計測機器を用いて、設置時と点検時との部材の摩耗等の変化を計測し、変位の状態を確認する方法

② 点検区分

遊器具点検において実施する点検方法は原則として以下のとおりとする。

点検の種類	目視	触診	聴診	打診	計測
定期点検	○	○	△	△	△

○：原則として行う。 △：必要に応じて行う。

③ 点検における注意事項・ポイント

- ・利用者の安全を最優先とした安全管理を常に心掛ける。
- ・回転部等、動的な機能を有する部分は特に注意する。
- ・点検時においては、利用者の安全確保等に十分留意する。
(必要に応じて、見張りの配置、使用禁止等の措置を講じる。)
- ・遊器具の構造材は、様々な材料が使用されているため、特性に応じた点検を実施する。

※材料別点検のポイント

a) 金属類

- ・金属類の劣化は、表面塗装の剥離から発錆、腐食することが一般的であるため、塗装等の状態を確実に点検する。
- ・支柱等の地際部は腐食しやすいため、念入りに点検する。(特に単軸構造の遊器具は留意する。)
- ・揺動部や回転部などの可動部は、回転軸やベアリング、軸受け類の摩擦や変形等に注意払うとともに、油切れ等にも留意する。
- ・接合部は、ボルトの緩み、脱落、継手金具の破損等に留意する。
- ・その他、利用者が直接接触する部分、雨水が特に溜まりやすい部分については、その劣化状況について留意する。

b) 木質類

- ・ 木質部は、腐朽、ひび割れ、ささくれ、欠損、節抜け、摩耗、折れ、ぐらつき、たわみ、接合材料の損耗に注意する。
- ・ 腐食等の発生しやすい場所（水平に設置された大断面材の上面、地際部）については念入りに点検する。

c) プラスチック類

- ・ プラスチック部は、欠け、ひび割れ、波打ち、湾曲、損傷等に留意する。
- ・ 利用者が直接触れる可能性のある継ぎ目部分やボルト穴周辺については、念入りに点検する。
- ・ 直射日光が一日中当たる場所等については、紫外線による劣化の進行が早い
ため、特に留意する。
- ・ FRP部は、摩耗や劣化によるガラス繊維の表面露出やひび割れに特に留意する。

d) その他の材料

- ・ ゴム類は、表面のひび割れ、損傷、弾性力の保持等に留意する。
- ・ コンクリート類は、クラック、ぐらつき等に留意する。
- ・ 石類は、破損（欠け）、ぐらつき等に留意する。
- ・ ロープ類は、損傷、たるみ、接合部の固定状態等に留意する。

以上